介護現場 セクハラ深刻

肩や腰に手／言動エスカレート

介護現場で働く人が利用者や家族から受けるセクハラやパワハラが問題になっていることを受け、厚生労働省は実態を調査し、今年度中に介護事業者向けの対策マニュアルを作ることを決めた。介護現場の人権問題に取り組んで職場環境を改善し、人手不足の進行を食い止める狙いもある。▼27面＝現場で深刻

こうした実態調査を国が実施するのは、介護保険制度が導入されてから初めて。介護保険は市区町村が運営しているが、今回は全国的な対策を打ち出すため国が動く必要があると判断した。介護や医療の関係者から国に対策を求める声が出ていることも踏まえた。

介護職員らの労働組合「日本介護クラフトユニオン」が6月に公表した調査によると、回答した約2400人のうち3割が利用者やその家族からのセクハラを、7割がパワハラを経験。不必要に体に触られる、性的な冗談を繰り返される、性的関係を要求される、強くこづかれるといった状況が明らかになった。

今回の国の調査は入浴や着替えの介助、健康状態のチェックなど、利用者と1対1でサービスを提供したり、利用者の家族と2人きりになったりすることが多い訪問介護や訪問看護などの現場が対象。さらに、介護事業者がすでに実施しているハラスメントへの対応策を集めて分析する。

実態調査や事例分析を踏まえて、厚労省は被害防止や被害に遭った際の対応についてのマニュアルを作成する。併せて介護報酬や制度を見直す必要性も検討していく考えだ。

（船崎桜）

介護現場で働く人の3割がセクハラ被害を訴えた。その約8割は周囲に相談したが、約半数はその後も状況は「変わらない」とした。

「かわせてこそ、介護職」という声も根強い。介護労働を研究する城西国際大学准教授の篠崎良勝さん（48）が16年前にセクハラ調査をしたときは、約4割が被害を訴えた。「その頃から状況は大きく変わっていない。業界を挙げて『セクハラは許さない』とアピールし、第三者的な相談窓口をつくるなどの対策をしてほしい」と篠崎さんは話す。

事例集め 防止策検討

防止に向けた動きも出てきた。神戸市内の訪問看護事業所長で看護師の藤田愛さん（52）は、昨年1月に検討会を立ち上げ、兵庫県内の介護や看護の関係者、大学教授らと、セクハラなどの暴力の事例を集め、訪問する職員の被害を防ぐ対策を話し合っている。

そのひとつが複数人での訪問だ。それを後押しするため兵庫県は、セクハラなど暴力のリスクがある利用者を介護職や看護職が2人で訪問した時の費用補助を昨年度から始めた。

セクハラなど暴力行為の背景に、認知症など病気の影響がある場合も。藤田さんは「『病気のせいだから受け入れるべきだ』『自分の至らなさが行為を生じさせた』『相手を傷つけてしまわないか』と思う看護師や介護職も多い」と話す。

そして「何が原因であっても、されてつらいことはつらいと声にしていい。その上で、利用者への最善のケアの提供と、職員がセクハラなどの暴力の被害に遭わない対策の両方を同時に考えていく必要がある」としている。

（田中聡子、宮近隆史）

■介護職員とセクハラ

※日本介護クラフトユニオンが組合員に実施したアンケートから抜粋。2411人（女性2107人、男性293人、性別未回答11人）が回答。

セクハラを受けた経験あり

718人（回答者の30%。女性685人、男性30人、未回答3人）

受けたセクハラの種類（複数回答）

・不必要に体に触れてくる	54%
・性的冗談を繰り返したり、しつこく言う	53%
・胸や腰などをじっと見る	27%
・性的な関係を要求する	14%
・食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い	10%

具体例（自由記述）

- 後ろから抱きつかれた
- 足や手をかまれキスをされた
- 「お金は払うから、性的な相手をして欲しい」と言われた
- サービス中、ずっとアダルトビデオを流す

介護セクハラ 実態調査へ
利用者から職員被害

介護現場で働く人が利用者や家族から受けるセクハラやパワハラが問題になっていることを受け、厚生労働省は実態を調査し、今年度中に介護事業者向けの対策マニュアルを作ることを決めた。介護現場の人権問題に取り組んで職場環境を改善し、人手不足の進行を食い止める狙いもある。▼27面＝現場で深刻

こうした実態調査を国が実施するのは、介護保険制度が導入されてから初めて。介護保険は市区町村が運営しているが、今回は全国的な対策を打ち出すため国が動く必要があると判断した。介護や医療の関係者から国に対策を求める声が出ていることも踏まえた。

介護職員らの労働組合「日本介護クラフトユニオン」が6月に公表した調査によると、回答した約2400人のうち3割が利用者やその家族からのセクハラを、7割がパワハラを経験。不必要に体に触られる、性的な冗談を繰り返される、性的関係を要求される、強くこづかれるといった状況が明らかになった。

今回の国の調査は入浴や着替えの介助、健康状態のチェックなど、利用者と1対1でサービスを提供したり、利用者の家族と2人きりになったりすることが多い訪問介護や訪問看護などの現場が対象。さらに、介護事業者がすでに実施しているハラスメントへの対応策を集めて分析する。

実態調査や事例分析を踏まえて、厚労省は被害防止や被害に遭った際の対応についてのマニュアルを作成する。併せて介護報酬や制度を見直す必要性も検討していく考えだ。

（船崎桜）

２０１８年８月２日
日本経済新聞　朝刊